

# 北陸地方整備局は 地域のまちづくりを 応援します！

社会資本整備総合交付金等を通じて  
～ 次のようなまちづくり・住まいづくり ～  
を支援します。

1. 災害に強いまちづくりの支援 … 1
  - ・ 改正耐震改修促進法 … 4
2. 地域特性を活かしたまちづくりの支援 … 5
  - ・ 地方都市の再興～コンパクトシティの推進～ … 5
3. 高齢者等が暮らしやすい住まいづくりの支援 … 11
4. 雪と共生する住まい・まちづくりの支援 … 13
  - ・ 空き家対策 … 14
5. 環境に優しい住まい・まちづくりの支援 … 16
6. 地域材を利用した木造住宅・建築物の普及促進 … 18

平成 31 年 4 月

お問合せ先

国土交通省北陸地方整備局  
建政部 都市・住宅整備課  
TEL: 025-280-8755

# 1. 災害に強いまちづくりの支援

## ●防災拠点の整備

(都市防災総合推進事業)

防災機能を備えた公共建築物や**防災公園**の整備による、災害時に有用な**防災拠点**の整備を支援します。



防災施設・防災広場の整備(穴水町)

平常時は、児童館として利用  
“子供が親しむ防災拠点へ”

- ・避難所となる防災拠点施設(備蓄倉庫等含む)
- ・避難スペースとなる防災公園
- ・マンホールトイレ
- ・防災無線
- ・非常用電源施設

などの整備を支援。

避難場所となる公園内の  
マンホールトイレ(柏崎市)



## ●避難階段の設置・災害時帰宅困難者等の受入施設の整備

(都市防災総合推進事業・災害時拠点強靱化緊急促進事業)

津波から逃れるための**避難階段**の設置、災害時に帰宅困難者等の**受入拠点**となる**施設**の整備を支援します。



津波、火災等から逃れるために高台までの避難階段を設置(糸魚川市)



主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設を整備

# ●下水道施設の耐震化・ストックマネジメント

地震による被害が想定される下水道施設の**耐震化対策**を支援します。

また、事故等の未然防止やライフサイクルコストの最小化を図るため、既存施設(ストック)の長寿命化対策や、計画的な改築・更新等に関する**ストックマネジメント施策**を支援します。

## ■耐震化対策



マンホールの浮上防止(新潟県)

## ■ストックマネジメント施策



老朽化した管きよに起因する道路陥没



老朽化した管きよの内面をプラスチック材により被覆し再生

# ●ゲリラ豪雨からまちを守る浸水対策(下水道事業)

局地的集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、住宅地や市街地の浸水被害のリスクが増大しています。

雨に強いまちづくりを促進するため、都市型水害に対応した**雨水貯留管**や**雨水浸透施設**等のハード整備のほか、**内水ハザードマップ作成のための浸水シミュレーション**検討などのソフト対策を支援します。



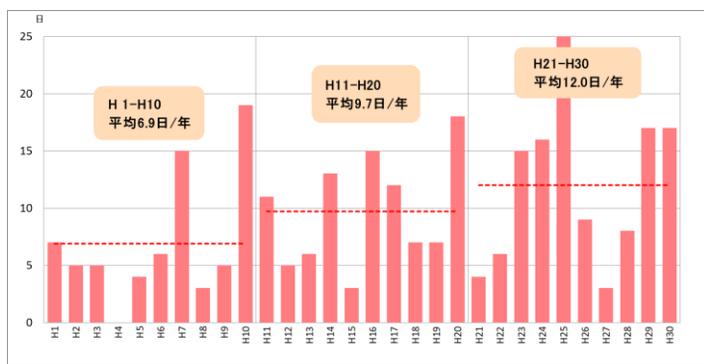
局地的豪雨による浸水被害  
左:高岡市(H24.7.21) 右:見附市(H29.7.3)



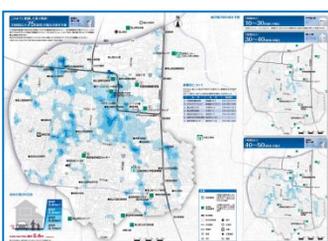
学校のグラウンドの地下に雨水貯留設備を整備(金沢市)



都市の地下に雨水貯留管を整備し、一時的に雨水を貯留し、晴天時に排水(新潟市)



新潟県、富山県、石川県内の30mm/h以上の降雨発生日数 ※人口10万人以上の市の市街地に設置されている気象庁観測所10箇所のデータより作成



内水ハザードマップ(富山市)

局地的集中豪雨を想定した市街地等の浸水被害を軽減する取り組みを定めた「**100mm/h安心プラン**」※の策定・登録を応援します。

※北陸管内では、金沢市、高岡市が登録

# ●密集市街地の対策

(住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業)

地域のコミュニティの維持に配慮しつつ、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を推進し、**住環境の改善・防災性の向上**を図る密集市街地対策を支援します。



整備前



整備後

(デイサービスを併設した共同住宅の整備)

# ●防災マニュアル、防災マップの作成

(都市防災総合推進事業 ※効果促進事業)

地震被害・浸水予測を踏まえた**防災マップ**、いざという時のための**災害対応マニュアル**の作成等を支援します。

# ●住宅・建築物の耐震化

(住宅・建築物安全ストック形成事業)

**地震に強い住宅・建築物**にして**大きな被害を出さない**ために、地方公共団体が耐震診断・改修の助成制度を設ける場合に支援します。

## 1. 北陸の住宅耐震化率

新潟県83%、富山県72%、石川県76% 全国平均約82%

## 2. 北陸の多数の者が利用する建築物(学校、病院、百貨店等)耐震化率

新潟県84%、富山県82%、石川県86% 全国平均約85%

※ 各県耐震化率は現状値(直近値又は推計値)を示す。

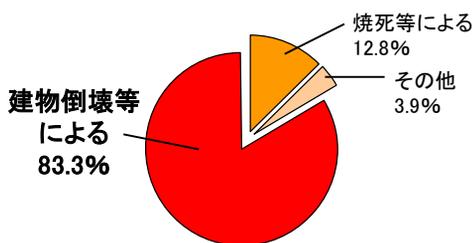
(新潟県:平成27年、富山県:1.平成25年 2.平成26年、石川県:1.平成25年 2.平成27年)

※ 全国平均耐震化率は平成25年の推計値を示す。

阪神・淡路大震災では、**約8割が建築物の倒壊等で死亡**。

阪神・淡路大震災では、**倒壊した建築物が道路を閉鎖**

東日本大震災でも沿道建築物に**大きな被害が発生**



(平成17年9月中央防災会議)



出典:(財)消防科学総合センター  
災害データベースより



出典:国土技術政策総合研究所・(独)建築研究所  
平成23年東北地方太平洋沖地震被害調査報告

# 建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

## 国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策

## 都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）

### (1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

#### 指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

#### 指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

#### 耐震診断の義務付け・結果の公表

##### 要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

##### 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

### (2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

#### 耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

#### 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行うおうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

#### 耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

#### 耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

#### 補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

## 住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金等の基幹事業)等による支援

### 住宅

#### 耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

※ 地方公共団体は、住宅ごとに左欄の補強設計・耐震改修等への個別支援と右下欄のパッケージ支援を選択して適用することが可能

#### 個別支援

##### 補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

##### 耐震改修等、建替え又は除却

###### ■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

###### ■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・マンション	国と地方で1/3
・その他	国と地方で23%

###### ■ その他

- ・耐震改修の補助限度額（国＋地方）：
  - ✓ 戸建て住宅：82.2万円/戸
  - ✓ マンション：補助対象単価(49,300円/㎡) × 床面積 × 交付率
- ・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

#### パッケージ支援（総合支援メニュー）

##### ■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

##### ■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額

##### ■ 交付額

国と地方で定額100万円  
（ただし、耐震改修工事費の8割を限度）

##### ■ 対象となる市区町村

- 以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。
- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
  - ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
  - ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
  - ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

### 建築物

#### 耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

#### 補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

#### 耐震改修等、建替え又は除却

##### ■ 対象となる建築物

- ・多数の者が利用する建築物（商業施設、ホテル・旅館、旅館、オフィスビル等（3階建て&1,000㎡以上等））
- ・緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等

##### ■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

#### 耐震診断義務付け建築物への支援

- ・通常の交付金に加え、耐震対策緊急促進事業により、国費による実質補助を拡充
  - ※ 2022年度までに着手したものに限り（期限を4年間延長）
- 【耐震診断】国と地方で全額公費負担可能
- 【耐震改修】多数の者が利用する建築物 国と地方で2/3  
避難路沿道建築物、避難所等 国と地方で4/5

※ □ 部分はH31年度の拡充事項

## 2. 地域特性を活かしたまちづくりの支援

### ●地方都市の再興～コンパクトシティの推進～ (都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業))

#### ●背景

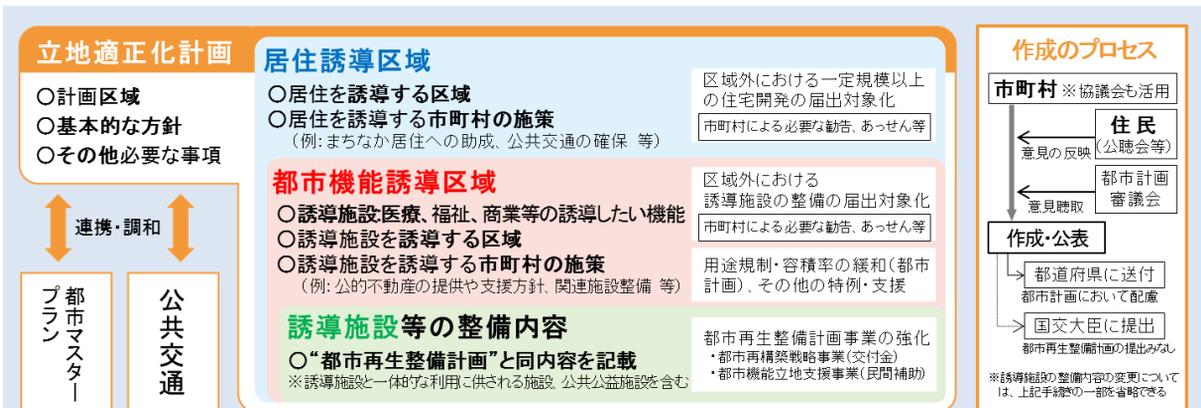
- 地方都市では今後急激に人口減少が進み、市街地の拡散・人口密度の低下等によって生活に必要なサービスの維持が困難になり、地域経済・活力が衰退する恐れがあります。
- 将来にわたって持続可能な都市とするために、地域の中心拠点と公共交通で結ばれた生活拠点の形成を支援します。

#### 都市再生特別措置法の改正(平成26年8月1日施行)

#### 立地適正化計画の作成

##### 「立地適正化計画」とは

「立地適正化計画」とは、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について記載した計画です。



※立地適正化計画は、市町村マスタープランの一部とみなされることから、これと一体となって作成することが可能です。

※都市機能立地支援事業の活用にあたっては、都市全体の公的不動産の活用方針を記載した「立地適正化計画」に位置づけた誘導施設が対象となります。

# ●都市の再興に向けた助成制度について

## 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

市町村の自主性・裁量性が高く地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりが可能となる支援制度

道路、交流施設、公園、再開発、区画整理等の整備を支援

交付率  
40%

【平成24年度補正予算】

拡充

## 地方都市リノベーション事業(現 都市再構築戦略事業)

持続可能な都市構造の再構築を図るため、平成24年度補正予算において「地方都市リノベーション事業」を創設

●通常の都市再生整備計画事業の交付対象に加え

【中心拠点区域】

医療・社会福祉・子育て支援・教育文化施設の整備を支援。

【生活拠点区域】

医療施設、地域交流センターの整備を支援。

交付率  
50%

### ●民間事業者が事業主体の場合

地方都市リノベーション施設の設計費、用地取得費(公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。)、土地整備費、共同施設整備費、専有部整備費(23%)が交付対象(市町村が負担する範囲内で、当該事業に要する費用の2/3を超えない範囲。)

低未利用地を有効活用する場合、医療・福祉・行政等の複数機能を有する場合は、交付対象事業費が1.20倍に嵩上げされ(設計費を除く)、地方負担は変わらないまま、民間事業者の負担が1/3から1/5に軽減。

平成26年度予算において支援制度を拡充

都市全体の観点から必要な都市機能を誘導するための「立地適正化計画を作成」

新設

拡充

### 都市機能立地支援事業【民間補助】

- ・ 公的不動産の有効活用を促進するため、民間事業者に対する公有地等賃料の減免額や固定資産税等の減免額等を、市町村の裏負担として充当可能に。
- ・ 都市機能の整備を行う民間事業者に対して国が直接支援

### 都市再構築戦略事業【交付金】

- ・ 平成24年度補正予算で創設した地方都市リノベーション事業を拡充し、事業名称を改称
- ・ まちの拠点となるエリアにおいて、都市の生活を支える機能を含む公共公益施設を整備

主な拡充ポイント

【中心拠点区域】

医療・社会福祉・子育て支援・教育文化施設

+ 通所型福祉施設、専門学校、博物館相当施設等の整備を支援。

【生活拠点区域】

医療施設、地域交流センターの整備を支援。

※人口密度維持タイプ

交付率  
50%

交付率  
40%

交付率  
50%

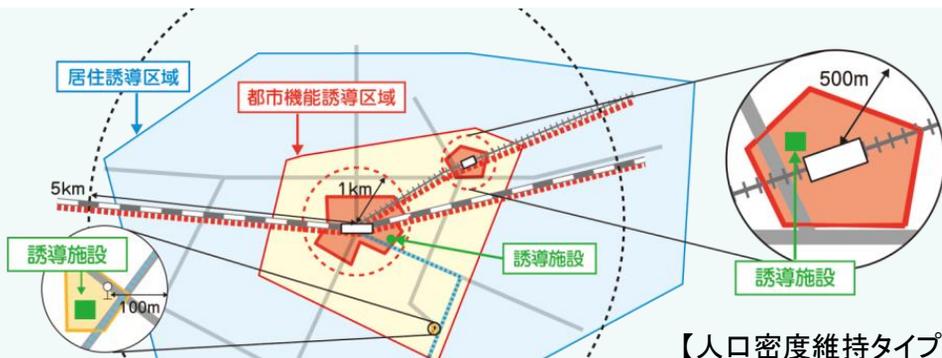
都市再生整備計画事業  
一般地区として継続

地方都市リノベーション事業  
(現 都市再構築戦略事業)

# 交付対象となる区域・誘導施設について

## 区域要件

- ピーク時片道3本以上の公共交通
- 公共交通
- 都市再生整備計画区域
- 中心拠点区域 (DID地区・公共交通圏・公共用地率15%以上)
- 生活拠点区域



【人口密度維持タイプ】

## 中心拠点区域とは

(設定は必須)

### ●人口集中地区(DID)

(今後の直近の国勢調査で人口集中地区に含まれると見込まれる地域も含む。但し、DIDが無い場合でも都市機能誘導区域の面積が市街化区域に占める割合の10%未満であればこの限りでは無い(H30拡充))

### ●鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数が(片道)3本以上)から半径1kmの範囲内。又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数が(片道)3本以上)から半径500mの範囲内

(但し、都市機能誘導区域の面積が市街化区域に占める割合の10%未満であれば、ピーク時運行本数を2本/時間とする(H30拡充))

### ●公共用地率15%以上

(今後、公共用地率が15%以上となることが確実である地域も含む)

対象施設	施設名	法定位置付け
1) 医療施設(※)	特定機能病院	医療法第4条の2
	地域医療支援病院	医療法第4条
	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	医療法第1条の5
2) 社会福祉施設(※)	調剤薬局	医療法第1条の2
	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「生活保護法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「地域における医療及び介護の促進に関する法律」、「介護保険法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子家庭法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
3) 教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条第4項
	幼稚園	
	小学校	学校教育法第1条
	中学校	
3) 教育文化施設	義務教育学校	学校教育法第1条
	高等学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	大学	
	高等専門学校	学校教育法第124条
	専修学校	
	各種学校	
	図書館	図書館法第2条第1項
	博物館・博物館相当施設	博物館法第2条第1項 博物館法第29条
4) 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設(厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)及びこども発達センター(厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)	

(※) 誘導施設として医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。

## 生活拠点区域とは

(設定は任意)

「生活拠点区域」は、「中心拠点区域」を設定し、かつ、生活拠点施設の整備を行う場合に限り、区域設定可能。

### ●中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から半径100mの範囲内

### ●中心拠点区域の中心から半径5kmの範囲内

### ●市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

対象施設	施設名	法定位置付け
1) 医療施設(※)	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2
2) 地域交流センター	高次都市施設に定める地域交流センター	

(※) 誘導施設として医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。



【待合スペース】

# 管内の都市再構築戦略事業・地方再生コンパクトシティ事業・地方都市リノベーション事業の活用状況

## 事例①輪島市

市内の人口集中地区を「中心拠点区域」に位置づけ、バスターミナルやバス停周辺における各種施設整備を実施し、公共交通とのアクセスを高めることにより、市民生活における利便性の向上を図るとともに、豊富な観光資源を周遊するため周辺道路を整備し、地区内の回遊性を向上することにより、交流人口の拡大、さらには地域経済の活性化を図る。



中心拠点施設(中学校)

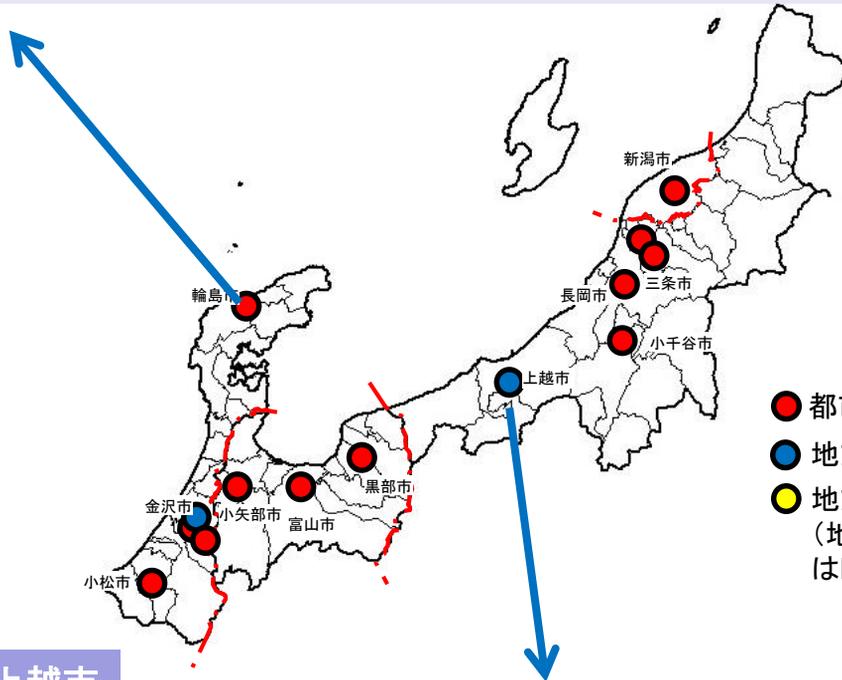


中心拠点施設(社会福祉施設)



高次都市施設(地域交流センター)

※第12回まち交大賞受賞都市(輪島中央地区で受賞)



- 都市再構築戦略事業(誘導施設)
- 地方再生コンパクトシティ事業
- 地方都市リノベーション事業  
(地方都市リノベーション推進施設)  
はH29年度で全事業完了

(平成31年4月時点)

地図は「白地図KenMap」の地図画像を編集したものである。

## 事例②上越市

100年建築(100年映画館、100年料亭、100年町家)などの既存ストックをいかしつつ、官民・政策間の連携により、市民に愛される交流拠点等の整備による街なか居住を推進するとともに、「稼ぐ」回遊観光サインの導入や町家等のリノベーションを通じた担い手の育成等により持続可能なまちづくりを目指す。



「100年料亭のあるまち」  
誘客・回遊強化



100年映画館(日本最古級)等と  
一体となった交流広場の整備



既存ストック(100年町家)を  
活用した体験・交流拠点の整備

# ●中心市街地の活性化

(都市再生整備計画事業、市街地再開発事業、暮らし・にぎわい再生事業等)

中心市街地の活性化に向けた、地域特性に応じた**オーダーメイドのまちづくり**を支援します。

- ・ 地域と協力して進める**商店街の活性化**や、高齢者にも地球環境にもやさしい**公共交通と連携**した歩いて楽しめる中心市街地づくりが考えられます。



グランドプラザ(富山市)



LRTネットワークの構築に合わせた周辺整備(富山市)

- ・ **まちなか居住**を促進するため、**市街地再開発事業**などによるまちの再生、**子育て支援施設**や**専門学校などの公益施設**の導入なども有効な手段のひとつです。



中心市街地の再開発ビルに市役所機能と子育て支援施設を導入(長岡市)



駅前に看護学校などを含むビルと賑わい空間(広場)を整備(高岡市)

- ・ また、**身の丈にあった建替え**やまちなかの**空きビル**を活用した教育文化施設等へのコンバージョン(用途転換)などの取り組みも支援します。



大規模小売店舗の撤退跡に、身の丈にあった低層階の商業ビルを再建(上越市)



駅前の空きビルを部分改修し、図書館・生涯学習センターを導入(上越市)

## ● 伝統的街並み・歴史的景観の整備

(街なみ環境整備事業)

道路の美装化、無電柱化、街並みの修景等による街並み・景観の整備、維持・向上の取り組みを支援し、**歴史まちづくり**を推進します。



城下町の歴史的街なみを活かした歩道の美装化(新発田市)



町家の修景整備(輪島市)

## ● 地域資源を活かしたハード整備

(都市再生整備計画事業)

温泉街の活性化、地域特有の文化の保護・振興等による**観光まちづくり**を支援します。



核となる総湯の整備を中心に温泉街の賑わいの創出(加賀市)



高岡御車山(国重要有形・民族文化財)会館の整備(高岡市)

## ● ソフトな取り組みによるまちづくり

(都市再生整備計画事業 ※効果促進)

まちなかのハード整備と合わせた**交流イベント**の開催、**レンタサイクル**、**回遊バス**の導入、**ボランティア育成**等のソフトな取り組みを支援します。



交流人口を誘引するため、獅子舞を競演会として開催(射水市)



「レンタサイクル」の導入(富山市)

# 3. 高齢者等が暮らしやすい住まいづくりの支援

## ●スマートウェルネス住宅の実現に向けた支援 (サービス付き高齢者向け住宅整備事業)

### ＜サービス付き高齢者向け住宅の普及＞

人口減少や高齢化が進展する中、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを普及するため、民間事業者が取り組む「サービス付き高齢者向け住宅」※の整備に対して、国が直接支援します。

※一定の基準を満たす都道府県、政令市、中核市に登録された住宅

【補助率】 新築 1/10 (上限 90・120・135万円/戸) ※床面積に応じて設定  
改修 1/3 (上限 180万円/戸 等)

### ＜主なサービス内容＞

①住宅：バリアフリー、②サービス：安否確認、生活相談、③契約：前払い家賃の返還等

**サービス** 安否確認サービスと生活相談サービスが必須のサービスです。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供します。

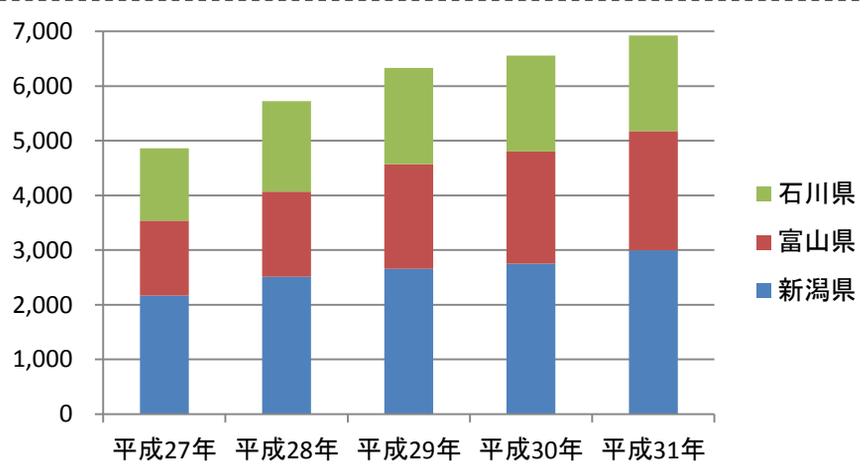


**ケアの専門家**

- 社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
- 医師 ● 看護師 ● 介護福祉士 ● 社会福祉士 ● 介護支援専門員
- ホームヘルパー 1級または2級の資格を保持する者

これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。こういったサービスが利用可能なのか、入居前に事業者の方からの説明を聞き、比較検討することが大切です。

北陸における「サービス付き高齢者向け住宅」登録戸数の推移

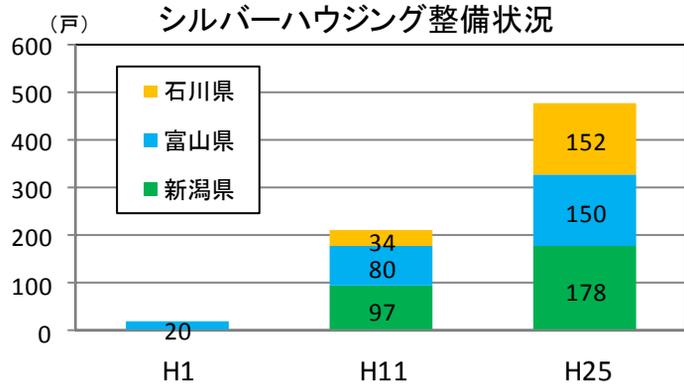
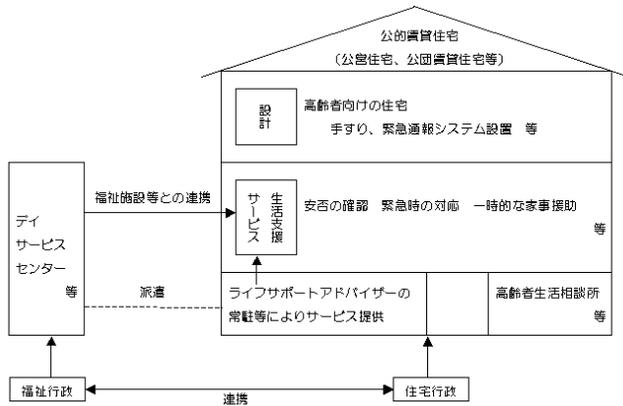


	新潟県	富山県	石川県	合計
平成27年	2,170	1,369	1,325	4,864
平成28年	2,510	1,558	1,658	5,726
平成29年	2,658	1,914	1,759	6,331
平成30年	2,750	2,052	1,757	6,559
平成31年	2,999	2,178	1,751	6,928

※毎年1月末時点の登録戸数

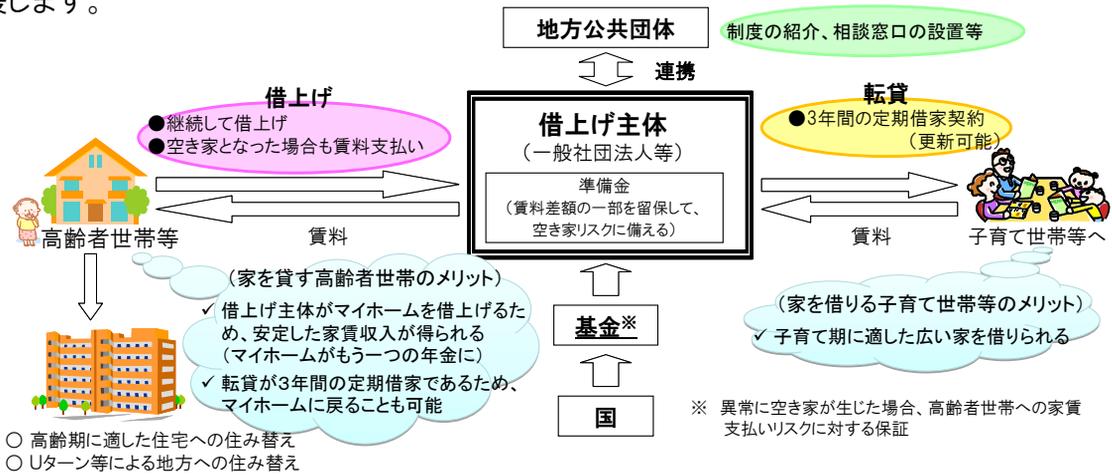
# ●シルバーハウジングの整備（公営住宅整備事業等）

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と、生活援助員LSA(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行う「シルバーハウジング」を地方公共団体が整備する場合も支援します。



# ●高齢者の住み替え支援（マイホーム借上げ制度）

高齢者の所有する住宅を活用した高齢期の生活に適した住宅への住み替えを支援します。同時に、高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することの円滑化を支援します。



# 4. 雪と共生する住まい・まちづくりの支援

## ● 克雪住宅の普及

(地域住宅政策推進事業等)

地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取り組みを支援します。



フッ素加工の屋根にあわせて高床式化した自然落雪構造の住宅の新築に対する助成(十日町市・南魚沼市)



既存住宅への屋根融雪装置の設置に対する助成(南砺市)

## ● 雁木通りの整備

(街なみ環境整備事業)

積雪寒冷地の特徴を活かした雁木を用いた街なみ整備等を支援します。



雁木の整備と街路の美装化により歴史的街並みを整備(南魚沼市)



住民と大学の協働での雁木整備による景観の整備、コミュニティの醸成(長岡市)

# ●空き家対策による環境・防災性の向上

(住宅地区改良事業 空き家対策総合支援事業 等)

除雪をはじめ、景観、防犯など様々な問題を抱える**空き家**について、その改修による**観光資源としての活用**や**地域コミュニティの維持・向上**を支援します。また、空き家の除却による**防災性**や**防犯性**の向上を支援します。

## ◆実態把握

空家対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握や、空き家住宅又は空き建築物の所有者特定が可能です。

空き家の位置・概要等の実態について、自治会と協力して調査している事例もあります。(新潟市、射水市など)

⇒ 支援制度は次ページ参照

## ◆空き家の有効活用

空き家となっている古民家を体験宿泊施設や資料館等として改修し、地域に貢献する施設として活用することも可能です。

⇒ 支援制度は次ページ参照



改修前



改修後

苔、杉の木立、古民家が形成する日用町の美しい自然文化を継承していくため、住民同士やこの地を訪れる来訪者と住民との交流拠点として、空き家となっていた古民家を改修し、活用。施設の運営は地元NPOが行っています。(石川県小松市)

## ◆不良住宅・空き家住宅又は空き建築物の除却

空き家の除却を推進すべきエリアを**法定計画**(空家等対策計画、地域住宅計画、都市再生整備計画)に**位置付けた**上で、計画的に**除却事業**を活用することも可能です。

⇒ 支援制度は次ページ参照



除却前



除却後

市民の安全及び安心を確保するとともに、跡地の流通を促進させるため、除却後は空き地活用バンクに登録することを条件に、不良住宅の除却を実施する者に対して、工事費用の一部を助成しています。(新潟県燕市)

・県・市町村の担当者を対象に「**北陸における空き家対策に関する情報交換会**」を開催  
その会議結果を**建設部HP**にて公表中です。

[http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/machi/index\\_akiya.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/machi/index_akiya.html)

# ○空き家に対する支援制度と、空家対策特措法による対策の推進

## ＜空き家再生等推進事業＞

◆活用事業タイプ	◆除去事業タイプ
<p><b>対象地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>➤ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域</li> <li>➤ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域（居住誘導区域を定めた場合はその区域内に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>➤ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域</li> <li>➤ 居住誘導区域を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域</li> </ul>
<p><b>対象施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物</li> <li>※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不良住宅：住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの（空き家かどうかにかかわらず対象）</li> <li>➤ 空き家住宅・空き建築物：跡地が地域活性化のために供されるもの</li> </ul>
<p><b>助成対象費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用 空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等</li> <li>➤ 空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用</li> <li>➤ 空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用 （「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」）※5 × 8/10</li> <li>➤ 空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用</li> <li>➤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用</li> </ul>

# 5. 環境に優しい住まい・まちづくりの支援

## ●住宅・建築物の省エネ化・長寿命化の推進

### ●住宅の長期優良化リフォームへの支援

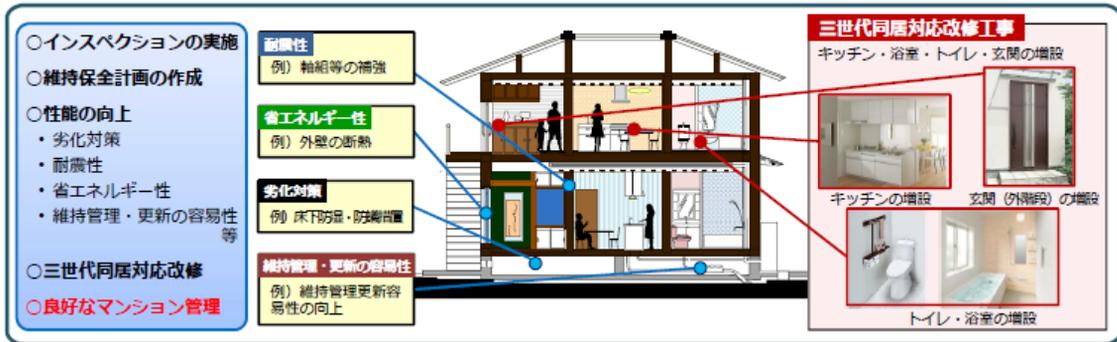
(長期優良住宅化リフォーム推進事業)

#### 1. 目的

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォームを推進する。

#### 2. 要件

- ① リフォーム工事前に**インスペクション**を行うとともに、**維持保全計画及びリフォームの履歴を作成**すること。
- ② リフォーム工事後に次のa及びbの性能基準を満たすこと。  
(※若者が既存住宅の購入に伴ってリフォーム工事を実施する場合、要件bは適用しない)
  - a. **劣化対策及び耐震性(新耐震基準適合等)**の基準
  - b. 省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)のいずれかの基準
- ③ ②a、bの性能項目のいずれかの**性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、良好なマンション管理に対応する性能向上工事**のいずれかを行うこと。



### ●省エネ・省CO2等に係るリーディングプロジェクトへの支援

省エネ・省CO2や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、国が直接支援します。

(サステナブル建築物等先導事業：省エネ・CO2先導型)

#### 【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

#### 【省エネ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】

■個々の建築物で既に導入されている技術であるBEMS※1やコージェネレーションを建物間で利用し、CEMS※2や電力・熱の融通を実現

※1:ビルエネルギーマネジメントシステム  
※2:コミュニティエネルギーマネジメントシステム

■一括受電設備・非常用発電機能付きコージェネ

■サーカディアン照明等、作業環境にも配慮した省エネ技術

■BCP・LCPの拠点の整備

■地中熱等、複数の熱源群の最適制御

■エネルギーディスプレイ

隣接する建築物

地中熱

■掃宅困難者受け入れゾーン

**【対象となる事業】**

	建築物(非住宅)		住宅	
	一般	中小規模建築物	一般(共同、戸建)	LCCM住宅(戸建)
新築	○	○	○	○
改修	○	-	○	-

省CO2に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

**【補助額・スケジュール等】**

<補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

<補助率> 補助対象工事の1/2等

<限度額> 原則5億円/プロジェクト等

<事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了

<募集予定> 第1回目:4月上旬~

<その他> 「災害時の継続性」・「建物間のエネルギー融通」・「複数技術の効率的な組合せ」等に資する省エネ・省CO2プロジェクトは積極的に評価

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

# ●低炭素まちづくりの計画策定・事業推進



ポイント

・**首長の意向**により(国の認定不要)、環境に優しいコンパクトなまちづくりに取り組むことを**法定計画**として宣言可能。

「**エコまち法**」(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づく、市街化区域・用途地域内における「**低炭素まちづくり計画**」の策定及びこれに記載の**集約都市開発事業**等の各種事業を支援します。



病院・商業施設・共同住宅など都市機能が集約した拠点の形成に資する事業を市町村長が認定。



関連する事業をまとめて支援

その他、各種特例措置の適用が可能。

- ・附置義務駐車場の集約化
- ・民間事業者の下水熱利用
- ・都市公園内の駐車場への太陽光パネルの設置の容易化

# ●下水道の再生可能エネルギー活用 (下水道事業)

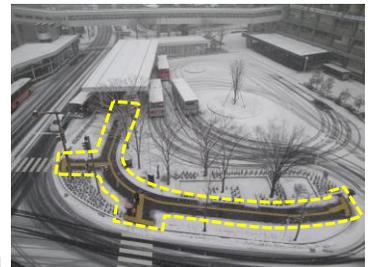
下水汚泥や食品残渣等を利用した**バイオマス発電**、下水処理場から出る処理水の**小水力発電**や**消雪パイプ**への供給、下水の熱エネルギーを利用した**融雪施設**や**冷暖房**などへの活用を支援します。



下水汚泥に刈草を混合してバイオマス発電量増加に向けた実証実験 (新潟市)



下水処理場からの処理水放流落差を利用した発電(富山県)



下水熱を利用した歩道融雪(新潟市)



下水処理場からの処理水を利用した道路消雪や、流雪溝による積雪対策(富山県)

# 6. 地域材を利用した木造住宅・建築物の普及促進

## ● 地域における木造住宅の生産体制強化

(地域型住宅グリーン化事業)

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の断熱改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世同居への対応等に対して支援を行う。

### グループの構築



### 共通ルールの設定

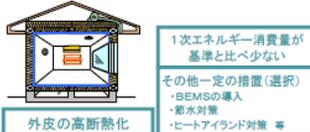
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

### 補助対象(住宅)のイメージ



### 補助対象(建築物)のイメージ



### 長寿命型

補助限度額

長期優良住宅 110万円/戸 ※1

### 高度省エネ型

認定低炭素住宅 110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅 110万円/戸 ※1

ゼロ・エネルギー住宅 140万円/戸 ※2

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸

※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

・地域材加算 …… 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算

・三世同居加算 …… 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

### 省エネ改修型 【拡充】

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

50万円/戸

### 優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

1万円/㎡(床面積)